

車検証閲覧 API サービス利用規約

車検証閲覧サービスを用いた「車検証閲覧 API サービス（以下「本サービス」という。）」を利用する者は、下記の利用規約全ての事項を承諾するものとする。

なお、本サービスの提供は、「登録車」又は「小型二輪車」を対象とし、「検査対象軽自動車」については、本サービスの提供が可能となるまでの間は対象外とする。

(目的)

1. 本規約は、国土交通省物流・自動車局が運営する本サービスを利用する者が本サービスを利用するに当たっての諸条件を定めることを目的とする。

(定義)

1. 本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 「本サービス」 車検証閲覧サービスから出力できる車検証情報取込みファイルをインターネット経由で外部システムに直接取得可能とするサービスをいう。
 - (2) 「車検証閲覧サービス」 車検証の情報を閲覧、出力するサービスをいう。
 - (3) 「サービス提供者」 国土交通省物流・自動車局をいう。
 - (4) 「管理ユーザ」 API ユーザを管理する組織の代表者をいう。
 - (5) 「API ユーザ」 アクセス情報を用いて車検証情報の取得を行うユーザをいう。
 - (6) 「サービス利用者」 本サービスを利用して API サービスを利用する者（管理ユーザ・API ユーザ）をいう。
 - (7) 「電子車検証特設サイト」 電子車検証や車検証閲覧アプリに関する情報等を掲載する国土交通省のサイトをいう（<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/>）。
 - (8) 「利用者フォルダ」 サービス利用者のデバイス上のデータ格納場所をいう。
 - (9) 「アクセス情報」 管理ユーザが API ユーザへ発行する本サービスへのアクセス ID 及びアクセスキーをいう。

(適用)

1. 本規約は、サービス利用者に適用されるものとする。
2. サービス提供者は、予告なく本規約を改定できるものとし、改定された本規約の施行日以降、本サービスの利用については改定後の規約が適用されるものとする。なお、サービス提供者は、本規約の改定を、電子車検証特設サイトその他の方法によって周知することとする。

(規約への同意)

1. サービス利用者は、本サービスの利用に際し事前に本規約を熟読の上、本規約に同意して本サービスを利用するものとする。
2. サービス利用者が本サービスを利用する際は、本規約に同意したものとみなす。

(サービス利用者の責任)

1. サービス利用者は、自己の責任と判断に基づいて、本サービスを利用するとともに、本サービスの利用に伴って生じる以下の各号に掲げる情報及び通信の際に発生する各種電文（電磁的記録を含む。）及び利用者フォルダを適切に管理するものとし、サービス提供者に対しいかなる責任も負担させないものとする。
 - (1) 車検証情報
 - (2) アクセス情報
 - (3) 画面に表示される各種情報
2. サービス利用者は、本サービス外に保存した電子ファイルは、利用者の責任のもと適切に管理するものとする。

(個人情報への取扱い)

1. サービス提供者は、車検証閲覧サービスを利用する者の個人情報を適切に取り扱う。
2. サービス提供者は、根拠法の規定に基づく場合又は法執行機関より法的根拠に基づく情報開示請求があった場合を除き、知り得た個人情報をサービス利用者以外の第三者に供与しないものとする。
3. サービス利用者は、車検証閲覧サービスを用いて得た個人情報を適切に取り扱うものとする。

(本サービスの利用可能時間等)

1. 本サービスの利用可能時間は、原則 24 時間 365 日とする。ただし、上記時間内であっても、機器メンテナンス等によりサービス利用者に予告なく本サービスの利用を停止する場合がある。

(準備等)

1. サービス利用者は、本サービスを利用するために必要なすべての機器（ソフトウェア及び通信手段に係るものを含む。）を自己の負担において準備するものとする。その際、必要な手続はサービス利用者が自己の責任で行うものとする。
2. 本サービスを利用するために必要な通信費用、その他本サービスの利用に係る一切の費用は、サービス利用者の負担とする。

(利用申請の方法)

1. 管理ユーザは、本サービスを利用するに当たり、別途、サービス提供者が定める API 利用ガイド（管理ユーザ編）に定める様式により、あらかじめ本サービスの利用申請をサービス提供者へ行うものとする。
2. 管理ユーザは、前項の利用申請を行うに当たっては、本規約等関係書類を熟読の上、利用方法や禁止事項等について理解した上で申請を行うものとする。
3. サービス提供者は、第 1 項の利用申請があった際に、利用申請の内容だけではその適否を判断できない場合には、必要に応じて管理ユーザに聞き取りを行うものとする。

(利用確認方法)

1. 車両情報返却機能 API のリクエスト／レスポンス内容の確認手段について、下記のとおり確認を実施できるものとする。
 - (1) サンプルデータの提供
 - (2) ネットワーク疎通環境の提供 等

(サービス利用の開始・終了等)

1. 管理ユーザは、本サービスを開始しようとするとき、又は利用を停止、再開若しくは終了しようとするときは、あらかじめサービス提供者へ報告するものとする。

(統計データの作成等)

1. サービス提供者は、車検証閲覧サービス又は本サービスの円滑な運営、機能評価・改善に必要な範囲で、個社の情報が特定されない形でサービス利用者の情報を収集し、統計データの作成等を目的として利用することができるものとする。

(禁止事項)

1. 本サービスの利用に当たっては、次の各号に掲げる行為を禁止する。
 - (1) 本サービスを本規約に反する目的で使用し又は使用しようとする事
 - (2) 本サービスをウィルスの送付及び不正アクセス等、公序良俗に反する目的で使用し又は使用しようとする事
 - (3) その他本サービスの管理及び運用に支障を及ぼし又は支障を及ぼすおそれがある行為を行うこと
 - (4) 車検証閲覧サービス API 仕様書、API 利用ガイド (管理ユーザ編・API ユーザ編)、本サービスの API を利用する際のアクセス情報や URI を無断で転載、配布若しくは第三者へ貸与等すること
 - (5) 本サービスの利用によって取得した情報を第三者に対価を求めて提供すること
 - (6) サービス提供者へ提出する書類において虚偽の情報を記載すること、又はサービス提供者に対して虚偽の情報を告知すること
 - (7) その他サービス提供者が不適切であると判断する行為を行うこと
2. サービス提供者は、サービス利用者が前項各号に掲げる行為を行った場合又は行うおそれがあると判断した場合は、サービス利用者に通告することなく、本サービスの利用を停止させることができるものとする。

(サービスに関する知的財産権)

1. 本サービスに関するプログラム及びその他の著作物並びにそれらに含まれるノウハウ等の知的財産権は、国土交通省物流・自動車局に帰属する。
2. サービス利用者は、本サービスに関するプログラム及びその他の著作物並びにそれらに含まれるノウハウ等を扱うに当たって、以下の各号に掲げる事項のすべてを遵守しなければならない。

- (1) 本規約に従って、本サービスを利用するためにのみ使用すること
- (2) 改変、編集及び頒布並びにリバースエンジニアリング等を行わないこと

(非常事態等の発生及びサービスの利用が著しく集中した場合における利用の制限)

1. サービス提供者は、天災、事変その他の非常事態の発生、本サービスの重大な障害又は電子車検証の鍵の漏洩などによる電子車検証の閲覧に関する問題、その他やむを得ない理由が生じた場合には、サービス利用者に予告なく本サービスの利用を停止又は制限することがある。
2. サービス提供者は、本サービスの利用が著しく集中した場合には、サービス利用者に予告なく本サービスの利用を制限することがある。

(サービスの変更)

1. サービス提供者は、根拠法の変更等に伴い、本サービスの全部又は一部を変更する場合がある。

(サービスの保証等)

1. サービス提供者は、本サービスの提供の遅延、中断又は停止が発生した場合及び本サービスに関連してサービス利用者又は他の第三者が被った損害について一切の責任を負わないものとする。

(規約の改定)

1. サービス提供者は、サービス利用者の承諾を得ずとも、正当な理由がある場合には、本規約を改定できるものとし、サービス利用者はあらかじめこれを承諾するものとする。
2. 前項の規定はサービス提供者が当該改定を電子車検証特設サイトその他の方法によって公表したときをもってサービス利用者に適用されるものとする。サービス利用者は、本サービスの提供を受けた後に改定が行われた場合であっても、かかる公表後は改定後の本規約を遵守して本サービスを利用することについて同意するものとする。

(輸出規制の遵守)

1. サービス利用者は、本サービスに関連して使用するソフトウェア及び情報技術の全部若しくは一部の輸出について、日本又は他の国の輸出法規及び国際合意を遵守するものとする。

(準拠法)

1. 本規約等の成立、解釈及び履行等は全て日本国法に準拠するものとする。

(合意管轄裁判所)

1. 本サービスの利用に関連してサービス利用者との間に生ずるすべての訴訟については、東

京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所と定める。

制定 2024 年 4 月 1 日